

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によつて、広島県行政不服審査会の令和三年度答申第一号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和三年十二月六日

広島県知事 湯崎英彦

諮詢庁：広島県知事（被爆者支援課）

諮詢日：令和2年5月1日

（令和2年度諮詢第1号）

答申日：令和3年6月30日

（令和3年度答申第1号）

答申内容

第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

平成31年4月25日付けで審査請求人から提起のあった、広島市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、被爆者健康手帳交付申請却下処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁（広島県知事〔被爆者支援課〕）の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

令和2年3月27日付け審理第22号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）2(1)に記載のとおりである。

2 審査庁の主張の要旨

令和2年5月1日付け諮詢説明書

(1) 審査庁の考え方

本件審査請求を棄却すべきと考える。

(2) 考え方の理由

ア 認定事実

審理員意見書3(1)に記載のとおりである。

イ 判断

審理員意見書3(2)イに記載の内容と同趣旨である。

ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 本件処分が違法又は不当であるか否かについて

(1) 審査請求人は、平成30年7月17日、処分庁に対し、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「法」という。）第2条第1項の規定により、被爆者健康手帳の交付の申請（以下「本件申請」という。）を行った。審査請求人が処分庁に対し提出した被爆者健康手帳交付申請書（以下「本件申請書」という。）等によると、本件申請は、A学校4年生であった審査請求人が、8月7日、集団疎開

先であるB町から、C町の自宅へ家族の安否を確認するため入市（審査会注：広島市に原子爆弾が投下された後、昭和20年8月20日までに、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号。以下「政令」という。）別表第2第1号に定める区域に在った（立ち入った）ことをいう。以下同じ。）し、また、8月17日又は18日、集団疎開先に審査請求人兄が迎えに来て、自宅の防空壕にある缶詰等を家族の疎開先であるDに持ち帰るため入市したとして、行われたものである。（審査会注：審査請求人が、8月7日に入市したとすることについて以下「初回入市」、同月17日又は18日に入市したとすることについて以下「2回目入市」という。）

- (2) したがって、本件では、審査請求人が、法第1条第2号に該当すると認められるか否か、すなわち、原子爆弾が投下された後、入市したと認められる者であるか否かによって、判断されることとなる。
- (3) 処分庁は、被爆者健康手帳交付申請書の内容が法第1条の要件に合致することが確からしいということを、何らかの資料で客観的に確認できるかどうかによって手帳の交付が認められる被爆事実の有無を判断している（令和2年1月17日に実施した口頭意見陳述における処分庁の説明）。

「被爆者健康手帳の交付事務について」（昭和51年3月18日衛企第5号厚生省公衆衛生局企画課長通知。以下「51年課長通知」という。）では、「添付される証明書等の書類は、認定の判断材料であって、認定はこれらの資料等により被爆の事実を認めた上で行われるべき」とされており、一般に、手帳の交付申請者が法第1条第2号に該当するか否かの判断において、当該申請者が、原子爆弾が投下された後、入市したということを、何らかの資料によって客観的に確認することは、手帳交付事務の適正な運用のために必要な対応であると認められる。

審査請求人は、審査請求人の申述内容には信用性があるとして、この申述内容をもって審査請求人の被爆事実を認めるよう求めているが、申述内容を客観的に事実認定するに足りる証拠等がない場合は、申述内容のみをもって被爆事実の確認ができるということにはならないと言わざるを得ない。

- (4) 本件申請において、原子爆弾が投下された後、審査請求人が入市したことが何らかの資料により客観的に確認できるかどうかについては、次のとおりである。

ア 初回入市について

- (ア) 本件申請書及び審査請求人の平成30年8月27日付け面接聴取票（以下「本件面接聴取票」という。）によると、審査請求人は、8月7日、A学校の4年生から6年生までの児童12～13人と引率の大人と共に自宅の様子を見るため入市したとしている。

審査請求人は、このときの同行者として、引率の大人及び当時6年生の甲と乙の名前を挙げている。

これを受けて、処分庁は、「8月7日にB町からC町に向けて入市した人物」

について広く調査を行ったが、これらの人物の特定ができず、これらの人物の関係資料を調査することができなかつたとしている。

審査請求人も、このことについて確認できる何らかの資料を提出しているわけではない。

また、共に入市したかどうかは定かではないが、審査請求人は、当時担任の教員であった丙の名前を挙げているところ、E学校記念誌（以下「記念誌」という。）に掲載された丙の寄稿文には、集団疎開先から丙が入市したことは記載されているものの、審査請求人が主張するように8月7日にB町から児童が集団で入市したという記載はない。

よって、この点については、審査請求人が入市したことを、何らかの資料により客観的に確認することができるとはいえない。

- (イ) 本件申請書及び本件面接聴取票によると、審査請求人は、8月7日に、審査請求人父、審査請求人の姉である丁（以下「丁証人」という。）及び戊（審査請求人が平成29年11月13日付けで行った手帳の交付の申請（以下「前回申請」という。）における証人。以下「戊証人」という。）とC町で会ったとしているが、審査請求人父及び丁証人が手帳を取得した際の関係資料並びに戊証人の関係資料には、審査請求人が入市したことに関する記載はなく、当該関係資料からは、審査請求人が入市したことを客観的に確認することができない。
- (ウ) 丁証人は、「7日の昼頃、申請者は、疎開先のBから、先生に連れられて、C町の自宅にやって来た。近所に住む生徒たちも何人か一緒だった……その後は、申請者をその場で先生から引き取って、7日に一緒にDに行った。」（丁証人の平成30年10月25日聴取書）と申述している一方で、審査請求人は、「引率の人に連れられてC町まで歩いて行き、そこで解散してそれぞれ自宅のようすを見に行つた。」、「父、姉、知り合いの戊さんに会い、母、家族がDに疎開して無事である事を聞き安心してBに帰りました。」と申述しており、両人の申述は、自宅前で会った際の様子及びその後の行動について相違している。

また、丁証人は、前回申請時にも証人となっているところ、前回申請時には、「私がDに行く前にC町の自宅に行った時、申請者と会った記憶はない。原爆投下後に私が申請者に最初に会ったのは、申請者が疎開先からDに帰ってきた時だったので8月18日頃だと思う。」（丁証人の平成30年2月22日聴取書）と申述しており、本件申請における証人としての申述内容と相違している。前回申請時の申述内容について、丁証人は、「前回そのように言ったことは憶えていない。」と話しており、申述内容が変遷したことに合理的な理由があるとは認められず、前回申請から本件申請までの約8か月という短期間で変遷していることから、丁証人の申述内容には確証が得られないとする処分庁の判断は、やむを得ないものであると認められる。

よって、丁証人の申述内容によっては、審査請求人が入市したことを客観的に確認することができるとはいえない。

(エ) 己（以下「己証人」という。）は、「（夫は）夏休みで、原爆投下時はF町の自宅に帰ってきていたらしい。家族全員でDへ疎開するための準備をしていた時に原爆が落ちたと聞いている。夫は足を負傷し、G方面へ避難した後、6日うちに家族全員でDへ向かったらしい。原爆投下後、夫が集団疎開先へ戻ったという話は聞いていない。」（己証人の平成30年10月30日聴取書）と申述しており、庚と一緒に8月7日に入市したとする審査請求人の申述内容と相違している。

また、己証人の被爆証明書に記載された内容は、庚からの伝聞によるものであり、己証人は、審査請求人の被爆状況について知らない旨を申述している。

よって、己証人の申述内容によっては、審査請求人が入市したことを客観的に確認することができるとはいえない。

(オ) 審査請求人は、審査請求人の初回入市についての申述内容が広島原爆戦災誌（以下「戦災誌」という。）の記載から正しいと認められると主張する。

しかし、戦災誌には、A学校からB町に130人程度の児童が疎開していたこと、H町から広島市内に救護団が出動していること、8月7日に疎開先からA学校の2名の訓導が連絡のため広島市内に帰ったことの記載はあるものの、審査請求人が主張するように、7日にB町から救護団と一緒に12～13人の児童が入市したことが分かる記載はなく、戦災誌の記載内容からは、審査請求人が入市したことを客観的に確認することができないといえない。

イ 2回目入市について

(ア) 本件申請書及び本件面接聴取票によると、審査請求人は、8月17日又は18日に、疎開先に迎えに来た審査請求人兄と共に自宅の防空壕に残っていた食料を取りに行くため入市したとしているが、処分庁が調査した審査請求人兄の関係資料には、こうした記載はなく、当該関係資料からは、審査請求人が入市したことを客観的に確認することができない。

(イ) 本件申請書及び本件面接聴取票によると、審査請求人は、8月17日又は18日に、審査請求人父及び丁証人とC町の自宅の前で会ったとしているが、前記ア(イ)のとおり、審査請求人父及び丁証人の関係資料からは、審査請求人が入市したことを客観的に確認することができない。

(ウ) 丁証人は、「Dへ避難した後、自宅の防空壕の荷物を取りに行つたことは憶えているが、それがいつのことだったかはわからない。……また、その時申請者が一緒だったかは憶えていない。」「審査請求人兄は終戦よりも後に戻って来たとは思うが、それがいつのことだったのかはわからない。」と申述しており、この申述内容によっては、審査請求人が入市したことを客観的に確認することができないといえない。

ウ その他

処分庁は、前記の関係資料の調査のほか、家族が疎開していたとする審査請求人叔母世帯の被爆状況や記念誌、国立広島原爆死没者追悼平和祈念館の資料を調査しているものの、審査請求人が入市したことを裏付けるような記載はなく、これらの資料からは、審査請求人が入市したことを客観的に確認することができるのはいえない。

また、処分庁は、審査請求人叔母の家に住んでいた辛及びB町に疎開していた審査請求人の同級生にも聴取を行っているところ、その聴取内容には、審査請求人が入市したことを裏付けるような申述はなく、当該聴取内容によっては、審査請求人が入市したことを客観的に確認することができるのはいえない。

エ 小括

前記のとおり、審査請求人が入市したことを客観的に確認することができるのはいえないと認められるから、審査請求人について、法第1条第2号に該当することは認められないとした処分庁の判断に、違法又は不当な点は、見受けられない。

- (5) 審査請求人は、令和元年8月26日付け反論書第2の2において、前回申請における証人である戊証人の申述内容をもって、審査請求人が入市したことが認められると主張している。

本件処分の判断に当たっては、審査請求人が入市したことが客観的に認められるような情報がある可能性も考慮し、処分庁は、戊証人世帯の被爆状況等の関係資料の調査を行ったことが認められるが、戊証人の平成29年11月1日付け被爆証明書（以下「戊証明書」という。）及び戊証人の平成30年3月3日聴取書は、前回申請におけるものであるから、本件処分に関するものではなく、この点に係る審査請求人の主張には、理由がない。

- (6) また、処分庁においては、本件申請書及び添付資料の書面審査にとどまらず、関係資料の調査や証人からの聴取などにより被爆事実の確認を行い、何らかの資料により客観的に被爆事実を認めた上で、手帳の交付を行うこととしているところ、本件処分もこれに従って処理されていることが認められる。

- (7) したがって、処分庁が、審査請求人は、法第1条第2号に該当する者とは認められないとして行った本件処分に違法又は不当な点はなく、本件処分は、適正に行われたものと認められる。

2 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求には、理由がない。よって、本件審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

1 審査庁から審査会へ諮問（令和2年5月1日）

- 2 第1回審議（令和3年3月15日）
本件審査請求に係る審議を行った。
- 3 第2回審議（令和3年4月19日）
答申に向けた審議を行った。
- 4 第3回審議（令和3年6月30日）
答申案を検討し、一部修正後、答申を決議した。

第5 審査会の判断

- 1 法令等の規定
 - (1) 法第1条には、「この法律において「被爆者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であって、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいう。」と規定され、同条第1号には「原子爆弾が投下された際当時の広島市……の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内に在った者」と規定され、同条第2号には「原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内に在った者」と規定され、同条第3号には「前2号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」と規定されている。
 - (2) 法第2条第1項には、「被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地……の都道府県知事に申請しなければならない。」と規定され、同条第3項には、「都道府県知事は、前2項の規定による申請に基づいて審査し、申請者が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとする。」と規定されている。法第49条には、「この法律の規定（法第6条、法第51条及び法第51条の2を除く。）中「都道府県知事」又は「都道府県」とあるのは、広島市……については、「市長」又は「市」と読み替えるものとする。」と規定されている。
 - (3) 法第1条第2号の「政令で定める期間」については、政令第1条第2項に「広島市に投下された原子爆弾については昭和20年8月20日までとし……」と規定され、法第1条第2号の「政令で定める区域」については、政令第1条第3項に「原子爆弾が投下された当時の別表第2に掲げる区域とする。」と規定されている。
 - (4) 被爆者健康手帳の交付の事務について、厚生省（現厚生労働省）から「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の施行について」（昭和32年5月14日衛発387号厚生省公衆衛生局長通達。以下「32年局長通達」という。）及び51年課長通知が発出されている。
32年局長通達の記の1では、被爆者健康手帳の交付申請に当たっての添付書類について、被爆者健康手帳の交付の対象となる被爆者の要件に「該当することを認めることができる書類としては、おおむね次によること」として、「(一)当時の罹災証明書その他公の機関が発行した証明書 (二)前号のものがない場合は、当時の書簡、写真等の記録書類 (三)前二号のものがない場合は、市町村長等の証明書 (四)前三号のもの

がない場合は、第三者（三親等以内の親族を除く。）二人以上の証明書（五前各号のいずれもない場合は本人以外の者の証明書又は本人において当時の状況を記載した申述書及び誓約書」が掲げられている。

また、51年課長通知では、「……添付される証明書等の書類は、認定の判断材料であって、認定はこれらの資料等により被爆の事実を認めた上で行われるべきものである……」とされ、記の1には、「審査は、単なる書面審査にとどまらず、可能な限り申請者本人及び申請者の被爆の事実を証明する証明書を書いた者から事情を聴取する等により事実の確認に努められたいこと。事情聴取に当たっては、申請者の家族に対する手帳交付の有無、その時点において初めて手帳の交付申請を行う理由等についても、把握しておかれたいこと。」とされている。

なお、32年局長通達及び51年課長通知は、法の施行により廃止された原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和32年法律第41号）に関して発出された通知であるところ、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の施行について」（平成7年5月15日発健医第158号厚生事務次官通知）の第九の二において、「新法（審査会注：法を指す。）の施行に当たっては、別途通知するものを除き、原爆医療法（審査会注：原子爆弾被爆者の医療等に関する法律を指す。）及び原爆特別措置法の施行に関してこれまで発出した通知によられたいこと。」とされている。

- (5) 被爆者健康手帳の交付に関する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とされている。

処分庁においては、第一号法定受託事務である被爆者健康手帳交付申請に対する審査に当たり、32年局長通達及び51年課長通知を、地方自治法第245条の4第1項の技術的助言に相当するものとして参考し、事務を行っている。

- (6) 以上の法令等の規定を前提に、本件処分が違法又は不当であるかについて2以下で検討する。

2 理由

- (1) 本件は、審査請求人が法第1条第2号に規定する「原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に……政令で定める区域内に在った者」に該当すると認められるか否か、すなわち、原子爆弾が投下された後、入市したと認められる者であるか否かが争点となっている。
- (2) 処分庁においては、32年局長通達、51年課長通知を踏まえ、被爆者健康手帳の交付申請の審査に当たって、申請書や添付書類の書面審査にとどまらず、申請者本人及び証人の事情聴取や関係資料の調査などにより事実確認を行い、客観的に被爆事実を認めた上で被爆者健康手帳の交付を行っており、被爆者健康手帳交付申請書の内容が法第1条の要件に合致することが確からしいということを、何らかの資料で客観的に確認できるかどうかによって、手帳の交付が認められる被爆事実の有無を判断していることは、被爆者健康手帳交付事務の適正な運用のために必要な対応であるといえる。

(3) 審査請求人は、昭和20年8月7日及び同月17日又は18日に、C町に立ち入っており、法第1条2号に該当する者である旨を主張する。

本件審査請求において、原子爆弾が投下された後、審査請求人が入市したことが何らかの資料により客観的に確認できるかどうかについては、次のとおりである。

ア 初回入市について

(ア) 審査請求人は、8月7日、集団疎開先であるB町から、A学校の児童12~13人と引率の大人と共に自宅の様子を見るために入市した旨を主張するが、処分庁の調査によっては、同行した人物の特定ができず、関係資料を調査することができなかったものと認められる。

また、審査請求人は、当時担任教員であった丙の名前も挙げているが、記念誌に掲載された丙の寄稿文には、集団疎開先から丙が入市したことは記載されているものの、8月7日にB町から児童が集団で入市したという記載はされていない。

(イ) 審査請求人は、8月7日に、審査請求人父、丁証人及び戊証人とC町で会った旨を主張するが、審査請求人父及び丁証人が手帳を取得した際の関係資料並びに戊証人の関係資料には、審査請求人が入市したことに関する記載はなく、審査請求人が入市したことを客観的に確認することはできない。

また、丁証人及び己証人の申述内容によれば、審査請求人が入市したことを客観的に確認することはできない。

(ウ) 審査請求人は、申述内容が戦災誌の記載から正しいと認められる旨を主張するが、戦災誌には、A学校からB町に児童が疎開していたことや、H町から広島市内に救護団が出動したこと、8月7日に疎開先からA学校の2名の訓導が連絡のため広島市内に帰ったことの記載はあるものの、B町から救護団と一緒に児童が入市した旨の記載はなく、審査請求人が入市したことを確認することはできない。

イ 2回目入市について

(ア) 審査請求人は、8月17日又は18日に、疎開先に迎えに来た審査請求人兄と共に自宅の防空壕に残っていた食料を取りに行くため入市した旨を主張するが、審査請求人兄の関係資料にはこうした記載はなく、当該関係資料からは、審査請求人が入市したことを客観的に確認することはできない。

(イ) 審査請求人は、8月17日又は18日に、審査請求人父及び丁証人とC町の自宅の前で会った旨を主張するが、審査請求人父及び丁証人の関係資料からは、審査請求人が入市したことを客観的に確認することはできない。

また、丁証人の申述内容によれば、審査請求人が入市したことを客観的に確認することはできない。

(4) その他、審査請求人が入市したことを客観的に認定するに足りる証拠等は見当たら

ないものと認められる。

- (5) なお、審査請求人は、前回申請における証人である戊証人の申述内容をもって審査請求人が入市したことが認められるとも主張しているところ、再度処分庁が関係資料の調査を行ったことが認められるが、審査請求人が入市したことを客観的に認定するに足りる証拠等は見当たらないものと認められる。
- (6) 上記のとおり、審査請求人が被爆者健康手帳の交付要件に該当するような状況にあったことを確認することはできないことから、審査請求人について、法第1条第2号に該当するような被爆事実が確認できなかつたとして処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 結論

以上のとおりであるから、本件処分には違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。

よって第1のとおり答申する。

広島県行政不服審査会第2部会

委 員（部会長）	田 中 聰 子
委 員	近 藤 い づ み
委 員	折 橋 洋 介

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行審法第81条第3項で準用する同法第79条），本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。